

– リース事業協会 規制・制度改革提言 –
訪問による法定点検の容認

2026年1月
公益社団法人リース事業協会

公益社団法人リース事業協会の概要

会員会社 229社(正会員 79社、賛助会員150社) 2026年1月1日現在

設立 1971年10月

事業目的 機械設備等のリース事業及び関連産業の健全な発展を図ることにより、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与すること

- 業務概要
- 1.リース及びリース事業に関する調査研究並びにそれらに関連する提言
 - 2.リース及びリース事業に関する広報
 - 3.リース及びリース事業に関する相談並びに情報提供
 - 4.リース及びリース事業に関する研修
 - 5.その他この法人の目的を達成するために必要な事業

－ 公益社団法人リース事業協会の規制・制度改革提言 －

- ◆ わが国の**総合リース会社のほとんどが当協会に加入し、わが国経済の発展に貢献するため、公益的な視点で政策提言活動を行っています。**
- ◆ 当協会の規制・制度改革提言は、個別事業者の利害を超え、**リース業界全体の共通認識**を踏まえて取りまとめたものであり、リース利用者をはじめとする関係事業者の利便性向上や取引の円滑化を通じて、**経済活動全体の健全な発展**に資するものです。

規制・制度改革提言 訪問による法定点検の容認

現状

訪問による整備の作業範囲を限定

- ①(ディスクブレーキの)ブレーキパッド交換
- ②発電機交換
- ③スターターモータの交換
- ④大特車のステアリングホース交換

※訪問特定整備(認証工場の設備要件を満たす場所)として特定整備を伴う法定点検整備を行うことは可能。

課題

- ◆訪問による法定点検を行うことが認められない。
- ◆整備士の人手不足等により、時期によって自動車の整備がひつ迫している。

自動車リースを行う複数のリース会社の意見を踏まえたリース事業協会としての提言

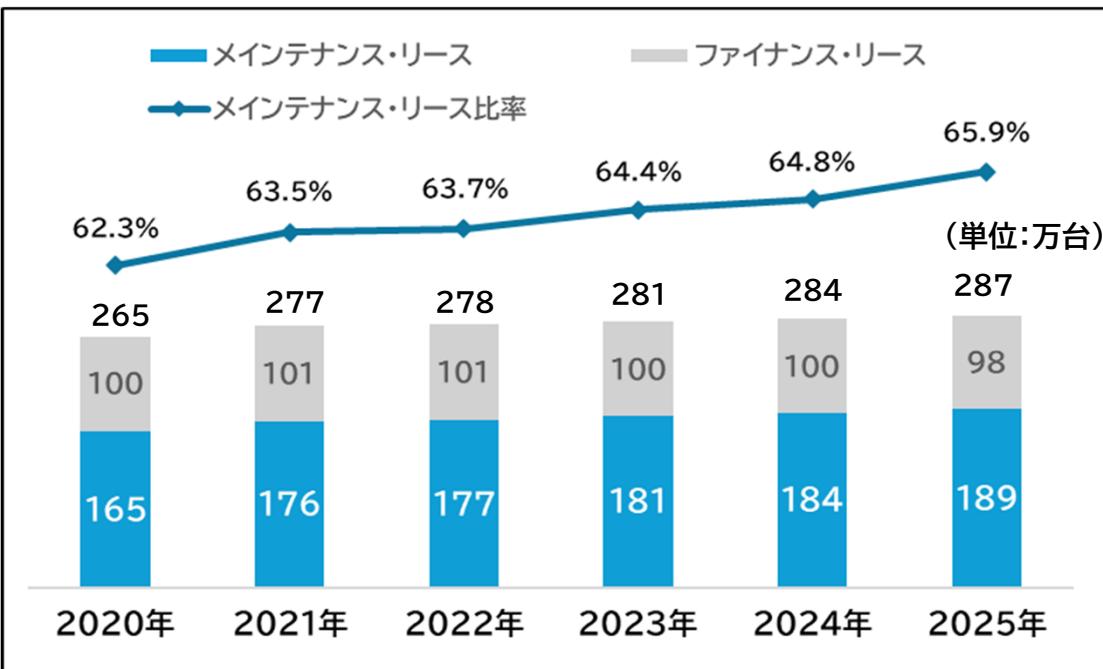
提言内容

- 2025年6月より導入された「限定訪問特定整備制度」は、整備事業者が顧客の所在地等を訪問して分解整備を行うことを一定範囲で認める制度であり、整備サービスの柔軟化や人手不足への対応として評価できる。
- 一方で、訪問による法定点検そのものは認められておらず、結果として「**分解整備を伴う法定点検**」を訪問で実施できない**制度設計**となっている。
- 本提言は、訪問による分解整備を伴う法定点検を容認することを求めるものであり、整備士の人手不足への柔軟な対応、リースの利用者・リース会社双方の利便性向上を図り、延いては、法定点検の促進につながる。

※本提言については、弊会会員会社が実際に取引している整備事業者からも要望の声を聞いている。

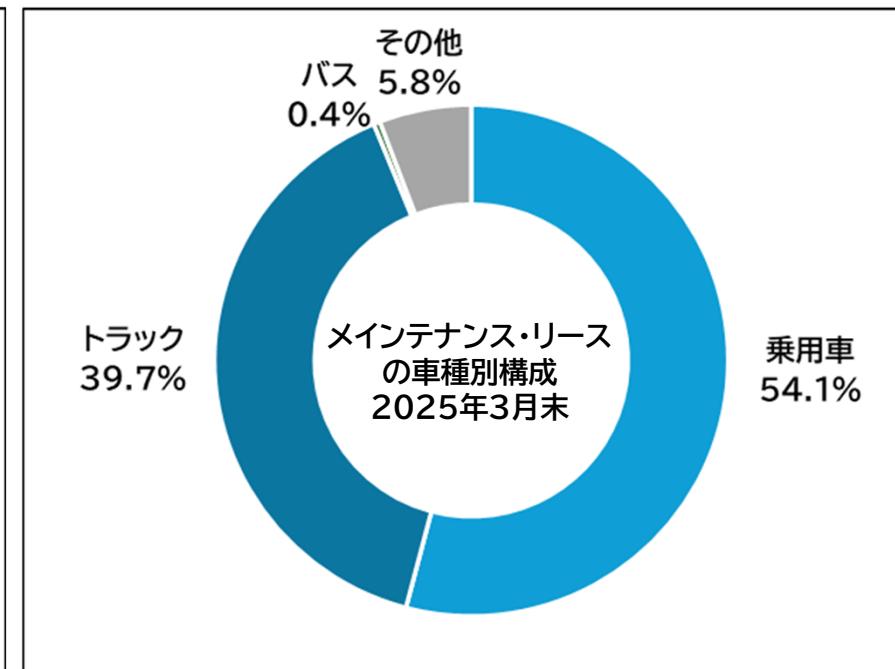
参考 自動車リース市場の現状等

リース車の保有台数



出所:公益社団法人リース事業協会「車種別リース車保有台数調査結果」(各年3月末)

車種別構成(メンテナンス・リース)



出所:公益社団法人リース事業協会「車種別リース車保有台数調査結果」(2025年3月末)

メンテナンス・リースの仕組み

リース車の整備・点検

